

学校における食育の推進 (食育関係団体等の皆様へ)

-改正食育基本法・第5次食育推進基本計画を踏まえ、
皆様の参画に期待すること-

令和8年7月

総合教育政策局 健康教育・食育課

- **本日の説明内容**

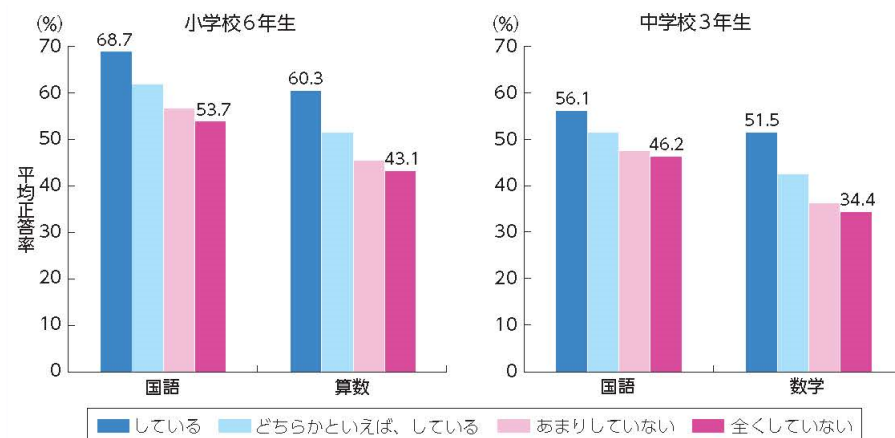
- 1. 食生活をめぐる現状と課題**
- 2. なぜ学校が食育の最前線となるのか**
- 3. 食育の効果に関するエビデンス**
- 4. 改正法・基本計画で明記された外部人材活用の規定**
- 5. 学校・教育委員会との連携の実際**
- 6. 食育関係団体等に期待される役割・貢献機会**

朝食欠食・孤食・偏食が定着化し、家庭だけの問題ではなくなっている

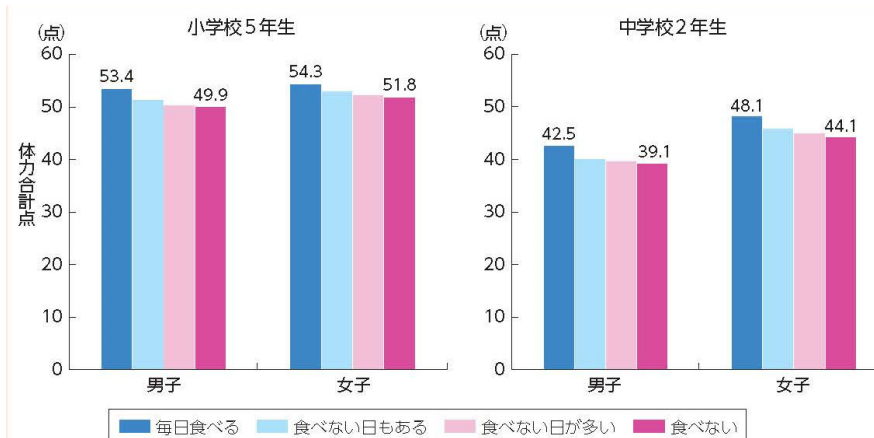
- 朝食を欠食する子供：6.4%（目標0%）
 - 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数：週8.6回（目標11回以上）
 - 食育に関心を持っている国民：79.1%（目標90%以上）
 - 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を毎日食べる若い世代：23.8%（目標40%以上）
-
- 第4次食育推進基本計画（R3～R7）期間では、学校関係指標を含む多くの目標が**未達成かつ計画策定時より悪化**。
 - こうした課題に対し、**外部専門家・事業者・研究機関が学校教育に関わることで初めて解決できる部分がある**。

朝食欠食は学力・集中力・体力低下と相関 望ましい食習慣は資質・能力の獲得に好影響を及ぼす可能性

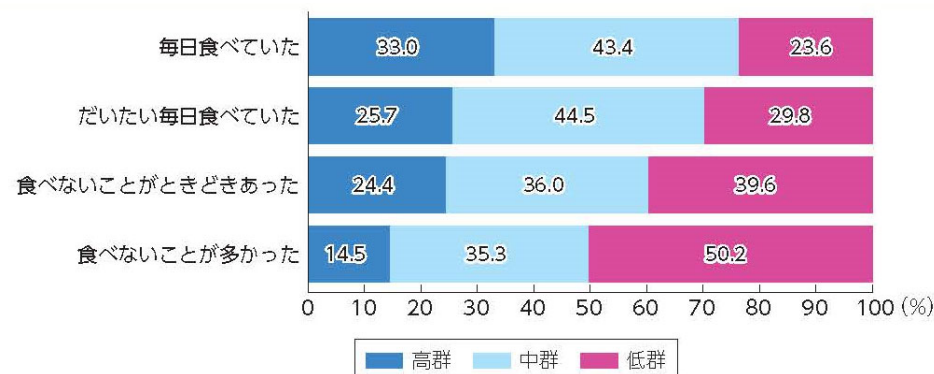
○朝食の摂取と「全国学力・学習状況調査」の平均正答率との関連



○朝食の摂取と「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の体力合計点との関連



○子供の頃の朝ごはんの摂取状況と大人になった現在の資質・能力



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」（令和7年度）
 スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（令和7年度）
 「早寝早起き朝ごはん」全国協議会「早寝早起き朝ごはん」の効果に関する調査研究報告書」（令和3年）

全ての子供に専門的・組織的にアプローチできる**学校は食育の最大のチャンス**

【家庭・地域だけでは**限界**】

- ・ 家庭環境の違い（経済的困窮、保護者の理解・時間不足、一人親家庭・共働き家庭の増加）
- ・ 食の情報過多による混乱
- ・ 地域コミュニティの希薄化

【学校だからこそその**強み**】

- ・ 食習慣形成時期となる幼少期・学齢期全ての子供に**等しくアプローチ**できる
- ・ **専門の教育職員**（栄養教諭等）がいる
- ・ 給食という「**実践の場**」がある
- ・ **組織的・継続的**な指導が可能（家庭科・保健体育科・特別活動等）
- ・ **保護者**への情報発信・啓発

【関係団体等の協力による**深化**】

- ・ 強みを最大限に引き出す**栄養教諭の資質能力向上、配置効果発信**
- ・ 学校は**食育研究の理想的なフィールド**
- ・ 食材を通じた**公的事業・地域経済への貢献**

食の学習経験が食に関する関心につながる

文献タイトル：高校生の食習慣と学習関心度に関する実証的研究

【研究方法】

- ・ 東京都、神奈川県、静岡県、北海道の4地域の公立及び私立高校計7校の2・3年生1,702名に無記名自記式のアンケート調査を実施（有効回答数1,309名）。
- ・ 調査時期は2019年1～4月。
- ・ 調査項目は「日常の食習慣」「和食イメージ」「年中行事や行事にまつわる食」「学習経験及び学習関心度」「日々の生活」の5項目全24問とし、「日常の食習慣」「食学習経験及び関心度」を中心に分析。

【研究成果の概要】

- ・ **食学習「経験あり」「経験なし」別においても関心度との関連性で有意差が認められた。**
($p < .01$)
- ・ 食習慣で関心度全体に有意差が認められたのは「**朝食習慣**」「**和風だし習慣**」「**共食習慣**」の3項目であった。($p < .01$)

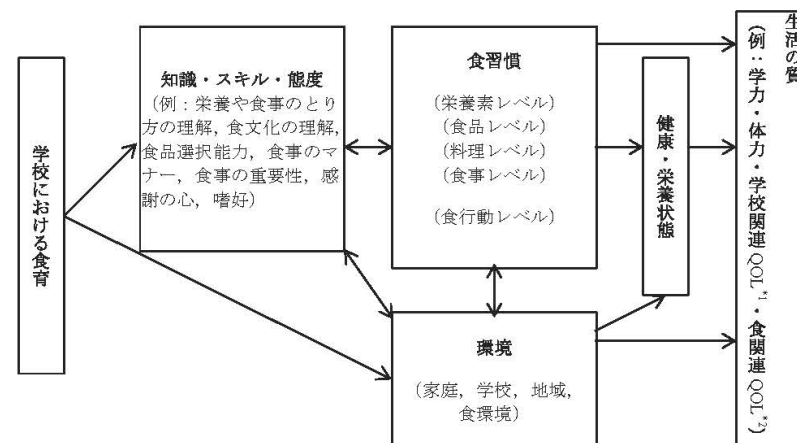
食習慣形成のためには**行動目標の設定と指導に基づく評価**が必要

文献タイトル：望ましい食習慣の形成を目指した学校における食育の評価

【研究成果の概要】

- ・ 児童生徒が**食事の重要性を認識できたとしても、実践しているとは限らない。**
- ・ **食育では食事レベルでの教育が重要**となる。また、いつ、どこで、誰と食べるといった**食行動レベル**で見ることも**必要**である。
- ・ 望ましい食習慣の形成には、知識・スキル・態度のほか、**環境も影響をもたらす**。食環境には情報へのアクセスと食物へのアクセス、さらには両者の統合がある。

○食習慣の形成のプロセスと健康・栄養状態ならびに生活の質との関係



*1:学校関連 QOL:「学校が好き・楽しい」といった学校生活における質

*2:食関連 QOL:「食事が楽しい」といった食生活に関する質

(出所) 赤松他「望ましい食習慣の形成を目指した学校における食育の評価」149頁から転載。

関係団体等による食育への貢献が法律、計画に裏付けられている

【改正食育基本法の重要ポイント】

- ・ 食育推進の目的として**食料の合理的な価格形成への理解と食料安全保障の確保**を追加
- ・ 食育の推進に中核的な役割を果たす**栄養教諭を明示**（指導体制の整備が必要）
- ・ 農林漁業に関する体験活動その他の農林漁業教育の推進を追加
- ・ **農林漁業者その他の教職員以外の人材の活用等を図る**ことを明記
- ・ **農林漁業者等は農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供する努力義務**
- ・ **食品関連事業者等は食育の推進に自ら努め、自治体の食育施策に協力する努力義務**

【第5次食育推進基本計画（学校関係）】

- ・ 栄養教諭による地場産物等に係る**食に関する指導**の平均取組回数
月14.1回→月15回以上
 - ・ 学校給食における**地場産物・国産食材を使用する割合**（金額ベース）を現状値（令和7年度）から維持・向上した都道府県の割合
70.2%(地場産)・83.0%(国産) → 90%以上(地場産・国産とも)
- いずれの目標も、**学校・教育委員会・農政部局・事業者・家庭の連携が必要**

栄養教諭の配置割合は地域差が大きい 複数校兼務のケースも多く、十分な指導時間が確保できない 積極的な配置推進の動機付けとなるエビデンス提示が必要

○栄養教諭等の配置状況

	完全給食を実施している 学校数 (A) (※1)	栄養教諭等配置数 (B) (※2)	配置率 (B/A) (%)
国立	85	70	82.4
公立	27,328	10,425	38.1
私立	174	38	21.8
計	27,587	10,533	38.2

(※1)出典：令和5年度学校給食実施状況調査

(※2)出典：令和5年度学校基本調査

(※) 幼稚園、高等学校及び特別支援学校を除く。

(※) 「栄養教諭等配置数(B)」とは、栄養教諭及び栄養職員の配置数

(参考)令和7年度栄養教諭等配置数(公立義務教育諸学校)

栄養教諭7,019人、学校栄養職員4,181人、計11,200人

(令和7年度学校基本調査)

○学校栄養職員・栄養教諭の合計に占める栄養教諭の割合

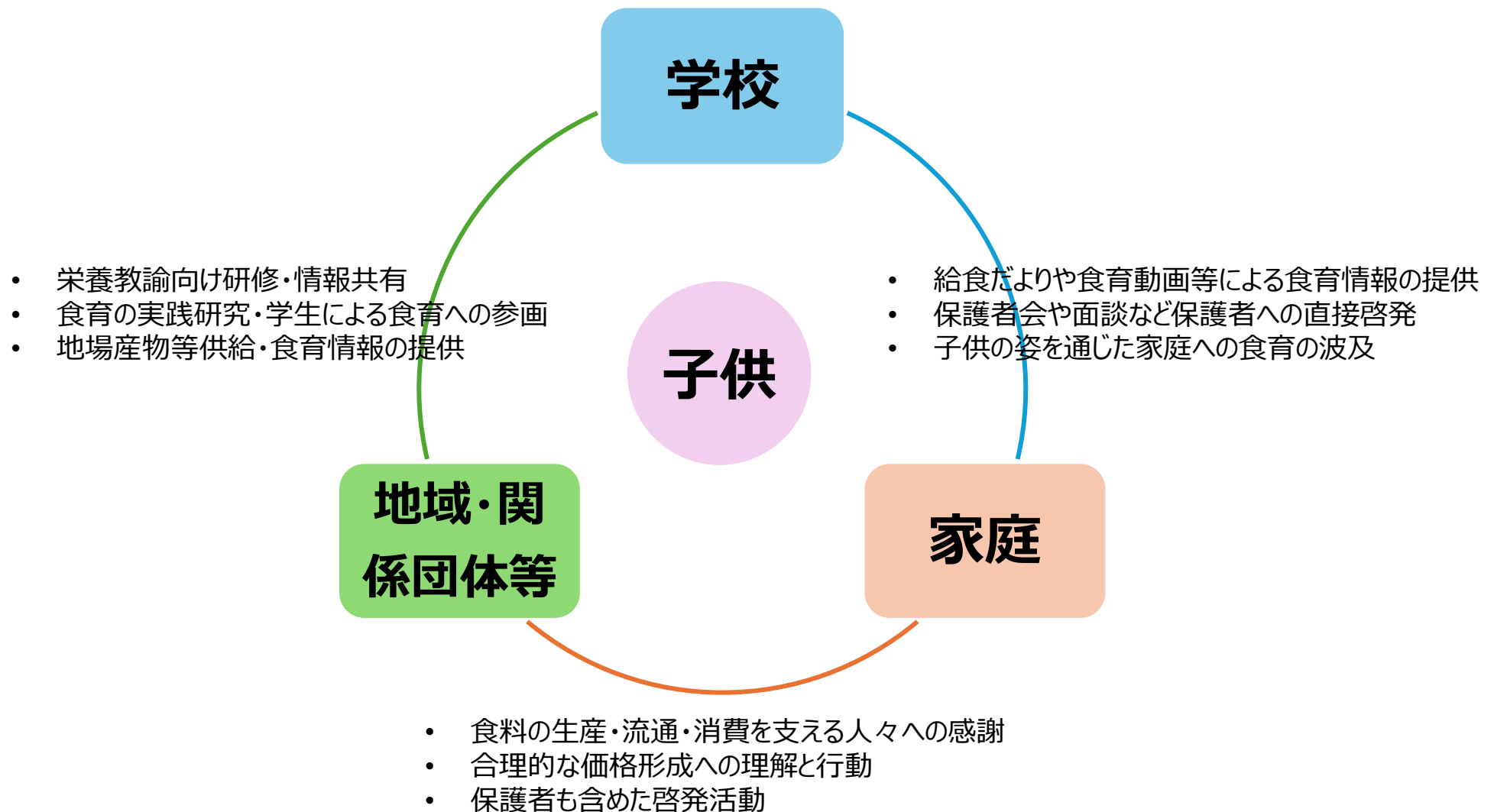
<栄養教諭割合上位>

都道府県	栄養教諭 配置数	学校栄養職員 配置数	栄養教諭の 割合
鹿児島県	157	5	96.9%
滋賀県	77	4	95.1%
愛知県	434	23	95.0%
島根県	50	3	94.3%
北海道	481	32	93.8%

<栄養教諭割合下位>

都道府県	栄養教諭 配置数	学校栄養職員 配置数	栄養教諭の 割合
東京都	90	1,079	7.7%
沖縄県	52	106	32.9%
福島県	71	131	35.1%
群馬県	71	128	35.7%
鳥取県	25	42	37.3%

食育推進のために、学校が主体的に関わる**三者連携の仕組み化**が必要



関係団体等の参画が、子供たちへの食育を加速する

【栄養教諭・栄養士団体向け】

- ①(即時)改正法・第5次計画の内容を会員校・会員に**周知・研修**
- ②(即時)栄養教諭の指導事例集・**好事例の収集と横展開**
- ③(中期)配置率向上に向けた教育委員会・議会への**配置効果の理解促進**
- ④(中期)地場産物・有機農産物等の給食活用に関する**献立開発支援**
- ⑤(体制)栄養教諭向け継続**研修プログラムの充実**

【大学・研究機関向け】

- ⑥(即時)第5次計画の目標値に関連する**調査研究**への参画
- ⑦(中期)食育介入効果の**縦断研究・ランダム化比較試験**等の実施
- ⑧(中期)栄養教諭・教職員向け**現職研修**への講師・プログラム提供
- ⑨(中期)食育に関する**エビデンスの政策立案者向け翻訳・普及**
- ⑩(体制)大学・学校・教育委員会の**三者連携協定**の締結

【給食関連事業者向け】

- ⑪(即時)地場産物・国産食材の**安定供給体制の整備**（目標：使用割合維持・向上90%以上の達成支援）
- ⑫(即時)食材納入時の**産地・生産者情報・食育素材**の提供
- ⑬(中期)地場産物・有機農産物等の学校給食への**安定納入・導入コスト低減**に向けた流通改善
- ⑭(中期)食料安全保障・合理的価格形成への理解を深める**食育教材の共同開発**
- ⑮(体制)地域の農林漁業者・給食センター・教育委員会との**連携プラットフォーム構築**

• 本日のまとめ

①食育は社会課題であり、学校だけでは解決しない

子供の食生活習慣は学力・体力・心の健康につながる。
食育は家庭の課題ではなく社会で取り組む課題。

②皆様の関わりが、学校における食育の質を決定する

全ての子供に等しくアプローチできる学校は、
食育の最も網羅性の高い実践の場。

③第5次計画の目標達成は、皆様の参画なしには実現しない

地域間の差は取り組むかどうかで生まれる。第5次計画の
目標達成に向け、関係団体等の参画が不可欠。

**子供たちの食の未来は、学校・自治体と皆様との
連携・協働にかかっています**

・参考資料・出典

1. 食育基本法の一部を改正する法律の施行について（通知）（令和8年6月3日付け8文科教第503号）
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/mext_00010.html
2. 第5次食育推進基本計画について（通知）（令和8年7月7日付け8文科教第683号）
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/mext_00012.html
3. 文部科学省「全国学力・学習状況調査」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/sonota/1419141_00007.htm
4. 文部科学省「栄養教諭制度について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyou/index.htm
5. 文部科学省委託「栄養教諭の実態に関する調査研究」報告書（令和4年3月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1405481_00005.htm
6. 農林水産省・文部科学省「スモールステップからはじめる学校給食での地場産物等活用のためのガイドブック」（令和7年9月発行）
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/mext_03360.html
7. 令和7年度 食育白書（令和8年6月16日公表）
https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/wpaper/r7/r7_index.html
8. 食育推進評価専門委員会「第4次食育推進基本計画フォローアップ 中間取りまとめ」（令和6年4月）
https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kaigi/4th_chuukan.html
9. 農林水産省委託「次期食育推進基本計画の作成に向けた第4次食育推進基本計画の現状値の要因分析調査」報告書（令和7年3月）
<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/research/4thplan.html>
10. 農林水産省「食育に関する意識調査」報告書
<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/ishiki.html>
11. 厚生労働省「国民健康・栄養調査」
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kenkou_eiyou_chousa.html